

昭和58年度予算の背景と特色

日 高 壮 平

は じ め に

我が国経済は、戦後目覚ましい発展を遂げ、現在では、国民総生産は1兆ドルにも達しており、世界経済の約1割を占めるに至っている。しかも、先進諸国をはじめ世界経済がなお厳しい状況にあるなかで、我が国経済は、国民生活の基本である物価が極めて落ちついており、また失業率も主要先進国の中で最も低い水準にあるなど格段のパフォーマンスを示している。

この間、財政はその時代時代の社会の要請に応じて国民経済の発展に寄与してきた。現代の財政には、多くの役割が期待されている。それは基本的には、市場機構が円滑に働く条件を整えるとともに、その欠陥を補完していくことであり、通常、資源配分機能、所得再分配機能、景気調整機能と言われている。戦後の経済発展の中で、財政はこれらの機能を十分に果たし、また第1次石油危機を契機に我が国経済を高度成長から安定成長へ円滑に移行させることに大きな役割を果たしてきた。

特に、50年代前半、深刻な不況からの回復を図るためもあり、特例公債を含む大量の公債に依存しつつ、積極的な財政運営が行われた。しかしながら、その結果として大幅な財政赤字と巨額の国債累積を招くこととなった。公債発行残高は、58年度末には約110兆円に達するものと見込まれ、また国債費も急増し、58年度予算では、8兆1,925億円と、地方財政関係費、公共事業関係費を上回り、社会保障関係費にも迫る大きさとなっている。このような状況を放置すれば、高齢化社会の到来等今後予想される社会・経済情勢の変化に対応することができないばかりか、財政金融政策の円滑な運営に支障を来し、我が国経済の発展と国民生活の安定を図る上で重大な障害となるおそれがある。

そのため、54年9月以降、59年度に特例公債依存体質から脱却することを当面の目標として掲げ、歳出の節減合理化等その推進に努力し、相当の成果をあげてきたところである。しかしながら、このような努力にもかかわらず、世界経済の停滞による影響もあり、56年度には、2兆8,795億円、57年度には、6兆1,460億円の税収不足が生じ、財政事情は一層厳しいものとなった。

58年度予算は、このような未曾有の厳しい財政事情を背景に、まず、社会経済情勢の変化に即応して、歳出の見直し、合理化を徹底的に行い、これに併わせて、歳入についてもその見直しに努めることを基本方針として編成されたが、一般歳出の伸びをゼロ以下としたことに見られるように、過去に例をみない緊縮予算となった。

以下、58年度予算編成の経緯、背景及び58年度予算の特色などについて説明することとしたい。

I 58年度予算編成の背景と課題

1. 予算編成の経緯

(1) 56年度決算不足と原則マイナス5%シーリングの設定

予算編成は、通常、夏ごろに概算要求枠（シーリングと通称される。）を決定することから始まるが58年度予算編成においては、まさにこのシーリングの策定段階になって税収の大幅な落ち込みが明らかとなった。

すなわち、56年度決算を締切る57年7月の段階で、56年度税収は、補正後予算額に対して約2兆8,800億円（当初予算額からみれば約3兆3,300億円）の落込みとなり、これに伴って、2兆4,948億円に及ぶ決算不足が発生した。この税収の落込みは、世界経済の停滞、米国の高金利等、予見し難い経済情勢の変化によるものであるが、これにより

財政事情は一層深刻さを増すこととなった。

しかしながら、財政の対応力の回復を図ることは、避けて通ることのできない国民的課題であり、こうした情勢の悪化にひるむことなく、引き続き歳出の一層の節減合理化に最大限の努力を傾注する必要がある。このため7月9日に閣議了解された58年度の概算要求枠は、要求段階においても歳出削減への努力を示すとの見地から、57年度のゼロ・シーリング以上に厳しい「原則マイナス5%シーリング（原則として、57年度予算額から5%を削減した金額の範囲内）」とされた。ただし、要求段階においては増加要求を認めざるを得ないもの（人件費の義務的な増加、年金の平年度化による増加、政府開発援助の増加、エネルギー対策関係の特定財源の増加、国際条約の実施に伴う既往国庫債務負担行為の歳出化額の増加）や、要求枠の計算上、5%マイナスの対象から除いて、57年度と同額として計算することも止むをえないもの（社会保険の国庫負担金や生活扶助費のような、いわゆる補充費途経費、公共事業などの投資的経費）などの例外が認められたため、8月31日までに出示された実際の一般歳出概算要求額は、57年度予算よりも4,824億円（1.5%）の増加となった。

（２）大蔵大臣及び総理大臣による財政の非常事態の説明

8月31日、渡辺大蔵大臣は自由民主党総務会・政調審議会合同会議において「財政の現状と今後の検討の方向について」説明し、本格的な予算編成を控え、財政運営についての異例の厳しさを訴えるとともに、一層の努力を傾注して財政再建路線を推進する必要があることを表明した。

この中で、渡辺大臣は、57年度税収につき、なお機械的な計算ながら5兆円から6兆円程度の減収が見込まれること、この事態に対処するため、いずれ補正予算編成の必要があること、特例公債の追加発行は避けられないが、その規模は市中消化の可能な範囲とせざるを得ず、その目処としては3兆円台に止めるべく努力する必要があること等を明らかにした。

さらに、58年度予算については、マイナス5%シーリングを超えて一層の歳出削減努力を行うこと、当面予想される財政事情からみると、補助貨幣回収準備資金の取崩し、特別会計・特殊法人からの一般会計への納付などの税外収入の増収策、国債費定率繰入れの停止などの特別対策の検討などが必要であることを説明された。

続いて9月16日には、財政の非常事態をテーマとする鈴木総理の記者会見が行われ、その際総理から財政の実情にどう対処するかについて厳しい決意が表明された。総理は、この中で、「更に一層徹底した歳出の見直し・削減」の必要性に触れ、「教育・福祉など平常の時であれば維持したい経費についてさえ、その水準を取りあえずは見直さざるを得ない場合も出てまいる」と述べられたほか、さらに「当面している緊急の事態には単なる歳出の抑制のみでは十分対処できず」、「非常の事態には、更にいくつかの異例の措置を緊急にとらなければならない」として、国債費定率繰入れの一時停止措置の検討や、人事院勧告に基づく公務員の給与改定について、まず公務員が率先して自らの給与の凍結を甘受し、財政再建への途を拓くという考え方にまで言及された。

（３）人事院勧告の実施の見送り

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、8月6日に4.58%の引上げを内容とする人事院勧告が行われた。この人事院勧告の取扱いについては、その後給与関係閣僚会議において種々の観点から議論されたが、前述の鈴木総理の財政再建にける決意表明を受けて9月24日、公務員の給与改定を見送ることが閣議決定された。すなわち、「未曾有の危機的な財政事情の下において、国民的課題である行財政改革を担う公務員が率先してこれに協力する姿勢を示す必要があることにかんがみ、また、官民給与の較差が100分の5未満であること等を総合的に勘案して、その改定を見送る」とこととされたのである。

また、これとあわせて人件費の累増を抑制するための構造的解決策として、

（１）第6次定員削減計画を強力に推進するとともに、新規増員を厳しく抑制することにより、国家公務員数の純減を図る、

（２）行政事務・事業の整理、民間委託、人事管理の適正化等行政の合理化、能率化を積極的に推進するとともに、これに伴い定員の合理化に努める、

（３）地方公共団体に定員の増加を来し、人件費の累増をもたらすような施策を厳に抑制する

ことが決定された。

さらに、この閣議決定では、「公務員のみに痛みを強いる結果とならないよう、本年度においては、従来を上回る経費の節減を図るとともに、追加財政需要も真にやむを得ないものを除き、極力抑制する。また、昭和58年度の予算編成に当たっても、今回の決定に至った事情を十分に踏まえ、歳出全般について厳しく抑制する」こととされ、58年度予算編成に対する政府の厳しい姿勢がうたわれている。

(4) 臨時行政調査会の答申

臨時行政調査会は、56年7月、57年度予算関連の緊急事項についての第一次答申、57年2月、許認可等の整理合理化に関する答申を提出したが、その後四つの部会を設け、精力的に検討を進め、5月中・下旬の各部会報告を経て、7月30日、「行政改革に関する第3次答申—基本答申—」を決定し、内閣総理大臣に提出した。この答申は「基本答申」と呼ばれているように、それまでの緊急提言的なものと異なり、中長期的な展望に立って行政のあるべき姿、今後の行政改革の基本的な方策を幅広く提示したものとなっている。答申は、「第一部 行政改革の理念」「第二部 行政改革の基本的方策」「第三部 改革の手順と今後の検討課題」の3部構成となっており、その主要点は以下のとおりである。

I 行政改革の理念

<行政改革を進める観点>

変化への対応

総合性の確保

簡素化・効率化

信頼性の確保

<行政の目指すべき目標>

活力ある福祉社会の建設

国際社会に対する積極的貢献

<行政の果たすべき役割と財政のあり方>

増税なき財政再建

増税なき財政再建の原則は、「既存の制度政策の抜本的見直しを行い、わが国の将来の基盤を確かなものとするためのデコとして、引き続き堅持されなければならない。」とされている。また、「増税なき財政再建」とは、「当面の財政再建に当たっては、何よりもまず歳出の徹底的削減によってこれを行うべきであり、全体としての租税負担率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にはとらない」ことと意味づけられている。

サービスと負担の水準

(i) 中期的に、「国の一般会計歳出の伸びは、名目経済成長率以下とする」、「一般政府総支出の対国民総生産(GNP)比は、ほぼ現状程度とする」

(ii) 長期的にみて、国民の負担率は、現在のヨーロッパ諸国の水準(50%程度)よりかなり低位にとどめる。

() 租税負担より社会保障負担を重視する。

行政改革の基本的方策

<重要行政施策>

農業、社会保障、文教等10の分野について、民間活動に過度に関与、介入している行政の縮小、受益者負担の適正化等の観点からの見直し、改革方策を示している。

<行政組織および総合調整機能>

タテ割り行政の固定化と行政組織の肥大化傾向の二つを現在の最も大きな問題点としてとらえ、総合調整機能の強化と行政組織の簡素合理化の必要性を強調している。

< 公務員給与のあり方 >

人事院勧告制度は維持・尊重

民間賃金準拠を基礎

政府及び国会が国政全般との関連において、財政事情を考慮し、責任をもって決定

人事院勧告等の実施に伴う総経費の膨脹は、新規採用の抑制、民間委託の励行により極力抑制

< 国と地方の役割分担 >

「国の行政と地方の行政は対立するものではなく、共通の行政目的の実現を分担し責任を分かち合う関係にあるという考え方に立つ」べきとし、「地方行財政の場において選択と負担の仕組みを明確に位置づけるべき」としている。

< 三公社の経営形態 >

「自主的で創意に富む経営が行われるよう経営形態を変更するとともに、適切な競争条件を設定する必要がある」として、基本的には民営化することを提言。

このような内容の基本答申を政府は最大限に尊重することとし、8月10日には、「臨時行政調査会の第3次答申に関する対処方針」が閣議決定された。

また、9月24日には、「今後における行政改革の具体化方策について」が閣議決定され、第3次答申において提起された改革課題についての具体化の方策が示された。さらに、この閣議決定においては、「58年度予算編成に当たっては、臨時行政調査会の第1次及び第3次答申において指摘された歳出及び歳入構造の合理化につながる諸方策については、制度、施策の抜本的見直しを行い、極力その実現を図る」とこととされている。

(5) 財政再建キャンペーン

本格的な予算編成作業を控え、一段と深刻さを増している我が国財政の現状と財政再建の必要性について国民の理解を得るため、9月7日～10月14日の間に開かれた財政金融懇談会を中心に、財政再建キャンペーンが行われた。財政金融懇談会の出席者は、経済団体、教育界、婦人団体、労働団体と幅広い層に及び、全国21都市で講演と討論会が開催された。また、財政の厳しい現状を分りやすく説明した従来からのパンフレット「財政再建を考える」、
「財政の現状と展望」に加え、漫画を中心にしたさらにわかりやすい総理府広報「ご存じですか財政の現状」も新たに作成され、財政再建に対する国民の理解の増進に資することとなった。

(6) 57年度補正予算

57年12月25日、世界経済の停滞等を反映して租税収入等が当初予算額を大幅に下回る見込みとなったことに伴う歳入の不足に対処するとともに、災害復旧費の追加、義務的経費の追加等時に緊要とをを事項に限り歳出の追加を行うことを内容とする昭和57年度補正予算が成立した。この補正予算においては、歳出・歳入ともに、当初予算から2兆1,187億円修正減額された結果、補正後の予算規模は47兆5,621億円となった。その主な内容は次のとおりである。

(イ) 租税及印紙収入は、収入実績等を勘案すると、当初予算に比べ、約17%に相当する6兆1,460億円減少せざるを得ないと見込まれている。

(ロ) 追加財政需要については、これを極力圧縮することとしたが、義務的経費等真に止むを得ないと考えられる追加額3,876億円に加え、長崎豪雨や台風10号等による災害復旧費の追加額が5,222億円にのぼることもあり、追加額の合計は1兆2,209億円となった。

(ハ) このため、まず、既定経費の節減に全力をあげ、3,254億円という例年になく多額の金額を捻出するとともに、国債費の定率繰入れ等の停止により国債費を1兆1,985億円減額したほか、国税三税の減収に伴う地方交付税交付金の減額1兆6,957億円及び予備費の減額1,200億円を行うことにより、合計3兆3,395億円の修正減額を行うこととした。

(ニ) 公債発行については、建設公債5,200億円、特例公債3兆3,850億円を追加発行することとし、この結果、57年度の公債の総発行予定額は、14兆3,450億円（当初予定額10兆4,400億円）に達し、公債依存度は当初予算ベース

の21.0%から30.2%となり、再び3割の水準を超えるに至った。

このように、我が国経済・財政を取り巻く環境が大きく変わり、57年度補正予算において公債の大量追加発行を行わざるを得ない状況となったことから、58年度予算は、これまでの予想を上回る厳しい財政事情の下での編成を余儀なくされたのである。

(7) 財政制度審議会の提言

一方、財政制度審議会は、9月以降、58年度予算を含めた財政運営上の基本的な諸問題について審議を重ねてきた。流動的な財政事情の下では、量的な抑制はもち論、歳出の中味を真に現下の経済・社会情勢、財政事情に適合したものとなるように見直し、改革していく努力が必要となってくるが、11月2日、財政制度審議会第一特別部会は、このような観点から32項目にわたる「歳出削減、抑制検討項目リスト」を公表した。検討項目は、「社会経済情勢の変化に即応して行財政の役割を見直すという観点」に立つもの19項目、「当面の危機的財政事情の下において、歳出全体を厳しく抑制するという観点」に立つもの13項目からなっており、その後これらの項目について鋭意審議が行われ、最終的には12月24日、「歳出の節減合理化の方策に関する報告」として大蔵大臣に提出された。この報告においては、各項目について、具体的な節減・合理化方策や今後の検討の課題が提言されている。

また同じ12月24日「58年度予算の編成に関する建議」が大蔵大臣に提出された。

本建議は、まず、「56、57年度においては経済が予測された姿から大きく乖離し、大幅な歳入不足を招く結果となったことは極めて残念である。変化を続ける経済情勢の予測には多大の困難を伴うとは考えられるが、的確な経済の見通しに基づく歳入の見通しに立って、適切な財政運営を行っていくことが是非とも必要である」とし、さらに、「我が国経済・財政を取り巻く環境は大きく変わり、その結果59年度までに特例公債依存から脱却するという目標の実現は極めて難しい状況にある。しかし、財政再建は我が国の将来の安定と発展にとって避けて通れない課題であり、歳出・歳入構造の全般的な見直しを通じ、少なくとも特例公債依存の体質からできるだけ早期に脱却するよう全力をあげて取り組むべきである。」としている。

このような考え方の下、58年度予算の課題として以下のような提言が掲げられている。

(イ) 極めて厳しい財政事情にかんがみ、まず歳出の節減合理化を徹底的に進めるという基本方針の下に、一般歳出の伸びをゼロ以下に圧縮するよう努力すべきである。

(ロ) 59年度までに特例公債依存から脱却するという目標を達成することは極めて困難になっているが、58年度予算においては、57年度補正後予算における発行予定額を相当程度下回るよう、極力努力すべきである。

(ハ) 税外収入全般にわたり厳しい見直しを行い、増収を見込むとともに、補助貨幣回収準備資金の取崩しをはじめ、特別会計、特殊法人からの納付について、できる限りの協力を求めていくべきである。なお、補助貨幣回収準備資金については、貨幣の製造及び流通の実績や見通し等を勘案しつつ、補助貨幣の引換え・回収及び造幣局事業の運営に必要な一定の資金を存置し、残余はこれを取り崩して毎年度の一般会計の財源として使用することとすべきである。

また、この建議においては、歳出の節減合理化に関して、以下のように指摘している。

(イ) 「歳出の節減合理化の方策に関する報告」の趣旨を58年度予算編成に反映させるよう最大限の努力を払うとともに、中長期的な課題についても、制度改革を含めさらに検討を行い、今後の財政運営に生かすよう努めるべきである。

(ロ) 臨時行政調査会の第1次及び第3次答申において指摘された歳出及び歳入構造の合理化につながる諸方策についても、58年度予算編成に当たって極力、その実現を図るべきである。

(8) 昭和58年度予算編成方針

「昭和58年度予算編成方針」は、57年12月25日に閣議決定された。

これによれば、財政の再建を強力に推進し、その対応力を回復することが、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定・向上を図る基盤として、一層緊急かつ重要な政策課題であり、そのため、まず、社会経済情勢の変化に応じて、歳出の見直し・合理化を徹底的に行う必要があり、これに併わせて、歳入についてもその見直しに努める必

要があるとされている。

このような考え方の下に、歳出面においては、経費の徹底した節減合理化によりその規模を厳しく抑制しつつ、限られた財源の中で各種施策について優先順位の厳しい選択を行い、質的な充実に配慮するとともに、歳入面においても、税外収入等につき極力見直しを行い、これにより、公債発行額を可能な限り抑制することを基本方針として、「昭和58年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」にのっとり、次のように編成することとしている。

(イ) 財政規模

(a) 一般会計予算においては、経費の徹底した節減合理化に努め、特に一般歳出については、全体として前年度同額以下に圧縮する。このほか、56年度の決算上の不足に係る国債整理基金からの繰入れ相当額は、同基金へ繰り戻すこととする。

(b) 財政投融资計画についても、厳しい原資事情にかんがみ、その規模の抑制を図るとともに、重点的・効率的な資金配分に努める。

(ロ) 公債発行

公債発行額は、前年度補正後発行予定額より1兆円減額し、13兆3,450億円とする。

(ハ) 税制改正等

最近の社会経済情勢に顧み、税負担の公平化、適正化を一層推進する観点から租税特別措置の整理合理化等を推進する一方、中小企業の設備投資、住宅建設の促進等に資するため所要の措置を講ずる。また、極めて厳しい財政事情にかんがみ、税外収入において特別会計及び特殊法人からの一般会計納付、たばこの小売定価の改定等を実施する。

(ニ) 行政改革等の推進

(a) 時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして効率的な行政の実現を図るため、9月24日に閣議決定した「今後における行政改革の具体化方策について」をはじめ、既定の方針に基づく改革合理化措置を着実に実施する。

(b) 各省庁の部局等及び特殊法人の新設は行わない。

(c) 国家公務員の定員については、第6次定員削減計画に基づき定員削減を着実に実施するとともに、真に必要なとされる新規行政需要についても、極力振替によって対処し、増員を抑制することにより、国家公務員数の縮減を図る。

(ホ) 財源の重点的かつ効率的配分

経費の徹底した節減合理化を図るため、各種施策について優先順位の厳しい選択を行うとともに、社会経済情勢の推移に即応した財政需要に対しては、財源の重点的・効率的配分を図る。

このため、

(a) 緊要な施策の実施に必要な財源は、極力既定経費の縮減により捻出することとする。なお、後年度において財政負担の増加をもたらすような措置は、原則として採らないこととする。

(b) 一般行政経費については、厳にこれを抑制し、特に各省庁の経常事務費については、原則として前年度補正後予算額と同額の範囲内にとどめる。

(c) 補助金等については、すべてこれを洗い直し、従来にもまして積極的に廃止、減額等の整理合理化を行う。

(d) 地方公共団体の負担又はその職員数の増加を伴う施策は、厳にこれを抑制する。

(e) 公共料金、社会保険料等の適正化を図り、公正な費用負担の確保に努める。

(ヘ) 予算及び財政投融资計画の弾力的運用

予算及び財政投融资計画の執行に当たっては、経済情勢の推移に即応して機動的に対処しうよう、その弾力的運用を図る。

(ト) 地方行政

地方公共団体に対しては、現在の財政状況にかんがみ、国と同一の基調により歳出を極力抑制するとともに、

一般行政経費の節減合理化，定員及び給与についての適切な管理等を行うことにより，財源の重点的かつ効率的な配分を行い，節度ある財政運営を図るよう要請する。

（９） 予算編成の日程

58年度予算は，上記予算編成方針に基づき編成され，国会の審議をうけて，58年4月4日に可決成立した。日程の概要は次の通りである。

57年 7月 9日 「昭和58年度の概算要求について」(原則マイナス5%シーリング)(閣議了解)

7月30日 臨時行政調査会「行政改革に関する第3次答申—基本答申—」

8月10日 「臨時行政調査会の第3次答申に関する対処方針」(閣議決定)

8月31日 「財政の現状と今後の検討方向について」(大蔵大臣発言)

〃 各省よりの概算要求締切

9月 7日 財政金融懇談会

～10月14日

9月16日 内閣総理大臣記者会見

9月24日 「今後における行政改革の具体化方策について」(閣議決定)

〃 「公務員の給与に関する取扱いについて」(閣議決定)

11月 2日 財政制度審議会第一特別部会

「歳出削減，抑制検討項目リスト」公表

12月24日 財政制度審議会建議・報告

12月25日 昭和57年度補正予算成立

〃 「昭和58年度予算編成方針」(閣議決定)

〃 「昭和58年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」(閣議了解)

〃 大蔵原案閣議提出，各省庁への内示

12月30日 概算閣議決定

58年 1月22日 「昭和58年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」(閣議決定)

〃 本予算国会提出

3月 8日 本予算衆議院可決

4月 4日 本予算参議院可決

2．58年度予算の背景

—昭和58年度の経済見通しと経済運営の基本的態度—

58年1月22日に閣議決定をみた「昭和58年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」は，まず57年度の我が国経済に対する評価について「物価の安定を背景に，個人消費の緩やかな増大を中心として，国内需要は回復の方向を示したが，世界経済の停滞にともなって，輸出の減少がみられ，景気回復は緩慢なものにとどまった。その結果，雇用情勢は厳しい状況にある。また，業種によっては，構造的な問題を抱えた産業がみられ，規模別，地域別の跛行性も依然として目立っている」とし，58年度の経済環境としては，「景気の回復が予想以上に遅れ厳しい経済状況にある先進諸国において，インフレの鎮静化と米国をはじめとする高金利の是正の動きを背景に景気の回復が期待される。一方，雇用情勢は依然として深刻な状況が続くものと予想され，保護貿易主義の高まりが懸念される。また，発展途上国は，多額の累積債務を抱えるなど極めて困難な状況にある。国内的には，我が国財政は，依然として大幅な不均衡の状態にある」としている。このような内外情勢にかんがみ，「我が国としては，物価の安定を基礎としつつ，国内需要を中心とした景気の着実な回復を図り，持続的な安定成長を達成し，雇用の安定を確保する

一方、行財政改革を着実に推進し、また自由貿易体制の維持・強化を基本として、調和ある対外経済関係を確立することが必要である」旨指摘している。

(イ) 経済運営の基本的態度

上記の認識の下に、58年度の経済運営の基本的態度としては、以下の諸点が掲げられている。

- (a) 国内民間需要を中心とした景気の着実な拡大を実現し、雇用の安定を図ること。
- (b) 物価の安定基調を維持すること。
- (c) 行財政改革を強力かつ総合的に推進すること。
- (d) 国際協調の下、調和ある対外経済関係を形成すること。
- (e) 今後策定が予定される新経済計画において示される長期的視野からの経済社会の展望と経済運営の指針により、我が国経済社会の中長期的に均衡のとれた発展の基礎作りを行うこと。

(ロ) 昭和58年度の経済見通し

以上のような経済運営の下において、58年度の国民総生産は281兆7千億円程度となり、名目、実質成長率はそれぞれ5.6%程度、3.4%程度となるものと見込まれる。

58年度予算の特色

1. 基本的考え方

(1) 58年度予算の課題

我が国経済を取り巻く環境は、大きく変化し、財政事情は一段と深刻さを加えている。他方、行財政改革を通じ財政の再建を強力に推進し、財政の対応力を回復することが、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定、向上を図る上で、一層、緊急かつ重要な政策課題となっている。

58年度予算は、このような考え方の下に、臨時行政調査会による改革方策の着実な実施を図りつつ、経費の徹底した節減合理化によりその規模を厳しく抑制し、限られた財源の中で経費の実態について徹底的な洗い直しを行い、質的な充実に配慮するとともに、歳入面においても、税外収入確保に最大限努力することなどにより公債発行額を極力抑制することを基本方針としている。

第 1 表 一般会計歳入歳出予算総表 (単位 億円, %)

区 分	昭和57年度予算額		昭和58年度 予 算 額	比較増 減額 (増 減率)	
	当 初	補正後		対当初	対補正後
(歳 入)					
1. 税 収	366,240	304,780	323,150	43,090 (11.8)	18,370 (6.0)
2. 税 外 収 入 等	26,168	27,391	47,196	21,028 (80.4)	19,805 (72.3)
3. 公 債 金 収 入	104,400	143,450	133,450	29,050 (27.8)	10,000 (7.0)
合 計	496,808	475,621	503,796	6,988 (1.4)	28,175 (5.9)
(歳 出)					
1. 国 債 費	78,299	69,069	81,925	3,626 (4.6)	12,856 (18.6)
2. 地 方 交 付 税 交 付 金	92,309	75,352	73,151	19,158 (20.8)	2,201 (2.9)
3. 一 般 歳 出	326,200	331,200	326,195	5 (0.0)	5,005 (1.5)
計	496,808	475,621	481,271	15,537 (3.1)	5,650 (1.2)
4. 昭和56年度決算不足補てん繰戻	-	-	22,525	22,525 (-)	22,525 (-)
合 計	496,808	475,621	503,796	6,988 (1.4)	28,175 (5.9)

(2) 歳出規模の抑制

財政の再建を着実に実施するために、まず経費の徹底した節減合理化に努め、特に一般歳出については、全体として前年度同額以下（0.0%減）にまで抑制した。この結果、一般会計予算全体の伸び率は1.4%にとどまったが、これは一般歳出の伸び率0.0%減とともに、30年度のいわゆる一兆円予算以来の低い伸び率となっている。また、56年度決算補填戻し分を除いた実質的な伸び率は、3.1%減となり、戦後「正常財政への第一歩」をしるしたとされる25年度予算（6.1%減）以来の超緊縮予算となっている。

第2表 過去における一般歳出等の伸び率（当初ベース）

（単位 %）

	一般会計 歳出総額	国債費	地方交付税	一般歳出
昭和25年度	6.1	521.1		
26	0.6	75.2		
27	29.7	50.3		
28	13.2	43.9		
29	3.5	5.1		
30	0.8	0.8	13.0	2.9
31	4.4	11.1	18.5	2.8
32	9.9	6.1	14.7	9.7
33	15.4	85.8	19.9	11.6
34	8.2	17.6	11.0	9.2
35	10.6	50.5	14.0	12.9
36	24.4	48.9	24.5	23.9
37	24.3	67.7	26.9	22.5
38	17.4	69.7	20.5	14.9
39	14.2	60.8	15.1	18.0
40	12.4	51.5	15.3	12.8
41	17.9	121.6	4.8	20.4
42	14.8	135.9	19.6	12.0
43	17.5	74.6	21.6	14.9
44	15.8	38.5	22.1	13.3
45	18.0	4.3	24.7	16.9
46	18.4	9.8	23.5	17.4
47	21.8	42.6	6.9	25.2
48	24.6	54.7	26.7	22.5
49	19.7	22.4	21.6	19.0
50	24.5	20.6	30.3	23.2
51	14.1	60.2	13.6	18.8
52	17.4	41.1	21.3	14.5
53	20.3	37.2	16.8	19.2
54	12.6	26.6	2.0	13.9
55	10.3	30.2	23.8	5.1
56	9.9	25.3	23.5	4.3
57	6.2	17.7	14.2	1.8
58	1.4	4.6	20.8	0.0
	(注) (△3.1)			

（注）昭和56年度決算不足補てん繰戻を除いた伸び率。

(3) 歳入面の見通し

税制面においては、最近の社会経済情勢に顧み、税負担の公平化、適正化を一層推進する観点から、租税特別措置の整理合理化等を推進する一方、中小企業の基盤強化、住宅建設の促進等に資するため、所要の措置を講ずることとしている。

また、税外収入については、過去の借金の返済（56年度決算補填の国債整理基金への繰戻し）が約2兆2,500億円に上るという事情があるので、補助貨幣回収準備資金の取崩し（1兆429億円）をはじめ、外国為替資金等の特別会

計（7,337億円）及び日本専売公社等の特殊法人（3,728億円）からの一般会計繰入れを行う等、大幅な増額を行うこととしている。

（４）公債発行額の抑制

厳しい財政事情の下で、公債の消化面にも配慮しつつ、公債発行額を極力圧縮するため、上述のような歳出の削減、税外収入の確保等の措置を講じた結果、58年度の公債発行予定額は、13兆3,450億円と、前年度補正後発行予定額から1兆円の減額を行っている。このうち建設公債は6兆3,650億円、特例公債は6兆9,800億円である。

この結果、58年度予算における公債依存度は26.5%となり、57年度補正予算における32.0%を下回ることとなっている。また、58年度末公債残高は約110兆円、公債残高の対GNP比は39.0%となる見込みである。

第3表 一般会計公債の推移（当社ベース）

年 度	発行額		公 債	特例公債	（注）	公債残高	国債費	国債費
	億円	特例公債 億円	依存度 %	依存度 %	公債残高 億円	/ GNP %	億円	/ 一般会計 %
41	7,300		16.9		8,750	2.2	489	1.1
42	8,000		16.2		15,950	3.5	1,153	2.3
43	6,400		10.9		20,544	3.8	2,013	3.5
44	4,900		7.2		24,634	3.8	2,788	4.1
45	4,300		5.4		28,112	3.7	2,909	3.7
46	4,300		4.5		39,521	4.8	3,193	3.4
47	19,500		17.0		58,186	6.0	4,554	4.0
48	23,400		16.4		75,504	6.5	7,045	4.9
49	21,600		12.6		96,584	7.0	8,622	5.0
50	20,000		9.4		149,731	9.9	10,394	4.9
51	72,750	37,500	29.9	19.3	220,767	13.0	16,647	6.9
52	84,800	40,500	29.7	17.8	319,024	16.9	23,487	8.2
53	109,850	49,350	32.0	18.4	426,158	20.6	32,227	9.4
54	152,700	80,550	39.6	27.1	562,513	25.3	40,784	10.6
55	142,700	74,850	33.5	22.0	705,098	29.5	53,104	12.5
56	122,700	54,850	26.2	14.4	822,734	32.4	66,542	14.2
57	104,400	39,240	21.0	9.5	-	-	78,299	15.8
57(補正後)	143,450	73,090	30.2	18.9	964,822	36.2	69,069	14.5
58	133,450	69,800	26.5	16.6	約 1,097,000	39.0	81,925	16.3

（注）公債残高は新規国債の残高であり、57年度までは実績、58年度は見込みである。

2. 歳出の節減合理化と財源の重点的かつ効率的配分

経費の徹底した節減合理化を図るため、臨時行政調査会の第1次答申及び第3次答申において指摘された歳出及び歳入構造の合理化につながる諸方策及び財政制度審議会の建議・報告において指摘された歳出の節減合理化の諸方策については、制度、施策の抜本的見直しを行い、極力その現実を図るよう努めている。

具体的には、例えば医療費適正化対策の一層の推進、食糧管理費及び国鉄助成費の縮減等の措置がとられたほか、補助金等についても、従来にも増して積極的に整理合理化を推進した（後述）。

また、58年度予算で実現をみなかったものについても、例えば、改善のための具体的手順を定める（育英奨学事業の外部資金導入等）あるいは具体的期限を目途に検討するための場を設ける（児童扶養手当等の見直し）など今後の改善・合理化への手掛り等を得ている。

他方、こうした歳出削減の努力の下において、社会経済情勢の推移に即応した財政需要に対しては、財源の重点的・効率的配分を図ることとしている。

まず、中長期的観点から財源の重点的配分を行う必要があると考えられる分野については、経済協力費7.0%増、エネルギー対策費6.1%増、防衛関係費6.5%増と、他の歳出とのバランスを考慮しつつ、重点的に配分している。

また、社会保障や文教等の分野においては、社会的経済的に弱い立場にあって真に助成を必要としている人々のために、給付の重点化やきめ細かな配慮を加えること等によって、福祉水準の維持・充実を図ることとしている。

第4表 歳出主要経費別内訳

(単位 億円, %)

	57(当初)	58	増減額	伸び率
1. 社会保険関係費	90,849	91,398	549	0.6
2. 文教及び科学振興費	48,637	48,186	451	0.9
3. 国債費	78,299	81,925	3,626	4.6
4. 恩給関係費	18,918	18,901	17	0.1
5. 地方財政関係費	96,365	76,729	19,636	20.4
うち地方交付税交付金	92,309	73,151	19,158	20.8
6. 防衛関係費	25,861	27,542	1,681	6.5
7. 公共事業関係費	66,554	66,554	0	0.0
うち一般公共事業関係費	63,698	63,713	15	0.0
8. 経済協力費	4,712	5,043	331	7.0
9. 中小企業対策費	2,498	2,425	73	2.9
10. エネルギー対策費	5,632	5,977	345	6.1
11. 食糧管理費	9,903	9,134	769	7.8
12. その他の事項経費	45,080	43,957	1,123	2.5
13. 予備費	3,500	3,500	0	0.0
計	496,808	481,271	15,537	3.1
14. 昭和56年度決算不足補てん繰戻金	-	22,525	22,525	-
合計	496,808	503,796	6,988	1.4

3. 行政改革の推進

時代の要請に応じて行政の役割を見直すとともに、簡素で効率的な行政の実現を図るため、前述の「今後における行政改革の基本的方策について」(9月24日、閣議決定)をはじめ、既定の方針に基づく改革合理化措置を着実に実施することとしている。

また、国家公務員の定数については、第6次定員削減計画に基づき定員削減を着実に実施するとともに、真に必要とされる新規行政需要についても、極力振替によって対処し、増員を厳に抑制することにより、国家公務員数の大幅な縮減(1,695人の純減、57年度は1,434人の減)を図ることとしている。

4. 補助金等の整理合理化

58年度予算編成に当たっては、補助金等については、すべてこれを洗い直し、従来にも増して、積極的に整理合理化を推進することとした。この結果、58年度一般会計予算における補助金の総額は、14兆9,950億円、前年度当初予算(14兆7,658億円)に比べ2,292億円(1.6%)の増加となり、伸び率等において近年の最低水準を示し、極めて圧縮された姿となった。

また、臨時行政調査会第1次答申において個別に整理合理化方策が示された事項に係るもの以外の補助金等については、生活保護費等を除き、各省庁ごとにその1割を削減することとしていたが、削減目標額1,511億円に対し、2,662億円の削減が行われた。

5. 受益者負担の適正化

公共料金については、その在り方が当面の物価動向に与える影響に十分配慮すべきことは当然であるが、他方、合理的なコストと著しくかけ離れたまま放置することは、財政負担の増大をもたらすのみならず、費用負担の公正を欠くうえ、結局は一時に大幅な引上げを行わざるを得なくなり、かえって将来の物価情勢を混乱させることとなる。したがって、基本的には、経営の徹底した合理化を図りつつ、受益者負担の原則に立って、適時適切に見直

しを行う必要がある。

58年度予算編成に当たっては、このような観点から、たばこの定価のほか、麦の政府売渡価格、国立大学入学料等の改定を行うこととしたが、これらは厳しい財政事情にかんがみ、財政物資としての性格等や物価、国民生活に及ぼす影響に配慮しつつ、真にやむを得ないものについて負担を求めることとしたものである。

58年度予算の概要

1. 社会保障

(1) 58年度予算における考え方

社会保障については、高齢化社会の進展等に対応して、将来にわたって社会保障制度を安定的かつ効率的に運営していくため、従来にも増して、給付の重点化と負担の適正化等を進めていく必要がある。

58年度の社会保障予算においては、以上の基本的考え方に立ち、今後の高齢化社会を展望しつつ、受益者負担の適正化を図る等必要な合理化を進める一方、社会的、経済的に弱い立場にある人々に対しては重点的かつ効率的に福祉施策を推進していくこととしている。

また、各種社会保障給付の適正な執行を担保するため、所要の体制整備を進めることとし、特に、医療費や生活保護について引き続き適正化対策を進めることとしている。

この結果、58年度の社会保障関係費は、57年度当初予算に比べ0.6%増の9兆1,398億円となっている。

(2) 主要施策

(イ) 社会福祉関係

(a) 老人福祉施策

老人保健法による健康診査等の保健事業及び痴呆疾患を有する老人に関する相談事業の充実を図るほか、家庭奉仕員派遣事業等の拡充を図ることとしている。

(b) 身体障害者、心身障害児(者)福祉施策

障害者社会参加促進事業、在宅障害者デイ・サービス事業、精神薄弱者通所援護事業等の在宅障害者対策を一層充実するとともに、心身障害者雇用対策の充実を図ることとしている。

(c) 生活扶助基準の引上げ等

生活保護については、国民全体の生活水準の動向等を総合的に勘案して、生活扶助基準(1級地標準4人世帯)を57年度当初予算の月額143,345円から148,649円に3.7%引き上げるとともに、暴力団等問題ケースの重点調査指導等運用の適正化を推進することとしている。

(ロ) 医療関係

(a) 医療費支出の適正化の格段の強化を図るため、保険医療機関に対する指導監査の強化、支払基金等によるレセプト審査の充実、改善、薬価基準の適正化(58年1月から4.9%引下げ)等、引き続き各般の施策を積極的に推進する。

(b) 国民健康保険について、定額の臨時財政調整交付金の縮減(57年度当初予算1,018億円→268億円)等助成の合理化を行うとともに、医療・年金の事務費について、国庫負担の節減合理化を行うこととしている。

(c) 医療供給体制の整備として、へき地医療対策について、へき地中核病院、へき地診療所、へき地保健指導所等の整備を進めることとしている。また、看護婦確保及び救急医療体制の確保のため所要の措置を講ずることとしている。

(ハ) 年金関係

(a) 厚生年金及び拠出制国民年金については、57年度の消費者物価上昇率が5%を相当下回る2.7%であること及

び公務員給与の改定を見送らざるを得ない厳しい財政事情にかんがみ、58年度においては特例的な物価スライドは行わないこととしている。

(b) 国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れが長期間にわたってなだらかなるよう平準化措置を講ずることとし、58年度において3,180億円の一般会計繰入れを減額することとしている。

(c) 年金改革については、当面公的年金制度全体の再編・統合の第一段階として、国家公務員共済組合と公共企業体職員等共済組合の長期給付制度の統合に関する法律案を提出することとしている。

(二) 雇用対策

(a) 最近の雇用情勢に対処するため、雇用保険の失業給付費について所要の予算額を計上するとともに、高齢化社会の進展、産業構造の変化等に対応した雇用対策の推進を図ることとし、一般会計、特別会計を合わせ、労働省に総額1兆9,957億円(57年度1兆8,920億円)の予算を計上することとしている。

(b) 雇用情勢に即応した機動的な雇用安定対策の推進のため、雇用調整助成金の充実を図るとともに、就職促進援護措置等の活用を図ることとしている。

(c) 高年齢者や心身障害者等、特に就職が困難な者については、雇用対策の重要な柱として、きめ細かな対策を講ずることとしている。

(d) 雇用機会の不足している地域における雇用の安定を図るため、地域の特性を生かした地域雇用開発推進事業の拡充を図ることとしている。

2. 文教・科学技術

(1) 58年度予算における考え方

58年度予算においては、文教及び科学振興費は前年度に対し451億円減の4兆8,186億円となっているが、これには、文教関係費全体の約3分の2を占める人件費について給与改定が見送られたこと、児童生徒数の減少に対応し、小中学校校舎等の新增築事業量が減少すること等の事情があることにも留意する必要がある、各種施策の重点化、効率化を図り、真に我が国教育水準の維持向上に必要な施策を確保している。

(2) 主要施策

(イ) 義務教育費国庫負担金等

公立小・中学校等の教職員定数については、児童生徒数の減少に伴う自然減1,635人、第5次学級編制及び教職員定数改善計画に基づく改善等による増加1,430人、差引205人の減員を予定している。

(ロ) 義務教育教科書購入費

58年度も引き続き無償給与とするが、教科書有償化問題については、国民世論の動向、臨調答申、文教政策との関連など大局的見地から59年度概算要求時までに徹底的議論の上、適正な解決を講ずることとされている。

(ハ) 私学助成

私立大学等経常費補助金については、臨時行政調査会の答申の趣旨等を踏まえ配分方法の見直し等によりその総額を縮減するとともに同第3次答申に指摘されている「適切な教育・研究プロジェクトについての助成を重視する」という趣旨から新たに私立大学等研究装置等施設整備費補助金25億円を計上している。

(ニ) 育英奨学事業

58年度においては返還期間の短縮を行うほか、返還金充当額の増加などにより政府貸付金を減額することとしている。

(ホ) 公立文教施設整備

公立学校施設のうち、小中学校新增築については、児童生徒の減少等を勘案し、事業量を抑制することとしているが、危険改築、高校急増分等については相当程度増額している。

公立社会教育施設及び公立社会体育施設については、国・地方を通ずる厳しい財政事情等にかんがみ、事業量を

大幅に縮減することとしている。

(ハ) 国立学校特別会計への繰入れ

国立大学運営費等については、極力既定経費の抑制を図るとともに、学校財産処分収入を大幅に増加するほか、国立学校の入学科について、私立学校との均衡を考慮しつつ引上げを行うなど、自己収入の増加を図り特別会計繰入れを前年度に比して減額することとしている。

(ト) 科学技術振興費

宇宙開発の推進を図るほか、国際科学技術博覧会の開催準備を進めることとしている。

3. 防 衛

(1) 58年度予算における考え方

「防衛計画の大綱」の基本的考え方に従い、厳しい財政事情の下、他の諸施策との調和を図りつつ、自衛隊の現有勢力を維持し着実な防衛力整備を進めるための必要最小限の経費を計上している。この結果、58年度の防衛関係費は57年度当初予算に比べ、1,681億円、6.5%増の2兆7,542億円となっている。

(2) 主要施策

(イ) 防衛力の整備に当たっては、量的な拡大よりも、質的な充実に配慮することとしており、58年度の艦船、航空機等の主要正面装備についても、その更新近代化を図ることを重点としている。

(ロ) 在日米軍基地の安定的使用の確保を図り、もって日米安全保障体制の円滑な運営に資するため、在日米軍への提供施設の新設及び改築を行うに必要な財源措置を講じている。

(ハ) 基地周辺地域住民の生活の安定及び福祉の向上を図り、基地の安定的使用に資するため、住宅防音の実施等航空機騒音対策に重点をおきその促進を図る等、所要の基地周辺対策事業を実施することとしている。

4. 公共事業

(1) 58年度予算における考え方

厳しい財政事情の下、多くの経費がマイナスの伸びとなっているなかで、総額で前年度同額の6兆6,554億円を確保するとともに、民間資金の活用等により事業費の確保を図る等、景気にも配慮している。

また、事業別配分に当たっては、下水道事業、住宅対策費、環境衛生施設整備等国民生活に直接関連する事業等について配慮している。

(2) 主要施策

道路整備、土地改良、急傾斜地崩壊対策の3事業について、現下の財政事情等も考慮し、新計画の策定を行うこととしている。

5. 経済協力

(1) 58年度予算における考え方

現下の厳しい財政事情の下にあって、経済協力費については、個々の施策の優先度について十分吟味を行った上で、重点的に財源を配分することとしており、58年度予算においては、57年度当初予算に対し331億円(7.0%)増の5,043億円を計上している。

(2) 主要施策

二国間無償援助については、開発途上国の基礎生活援助に対する要請に応え、増額を図ることとしている。技術協力についても引き続き充実に図ることとしており、その大宗を占める国際協力事業団に対する交付金は、対前年

度比8.8%増の719億円を計上している。

国際連合分担金等各種国際機関等に対しても、応分の協力を努めることとしている。

また、海外経済協力基金に対する出資金については、円借款拡充の見地から対前年度比8.8%増の1,600億円を計上している。

6. エネルギー対策

(1) 58年度予算における考え方

国際石油情勢は短期的には落ち着いた様相を呈しているものの、中長期間には石油需給の逼迫化が進むとみられるので、長期的なエネルギー需給見通しを踏まえ、石油の安定供給の確保、石油代替エネルギーの開発、導入を着実に推進することとしている。

(2) 主要施策

(イ) 原子力平和利用の促進

58年度においては、海外ウラン探鉱開発、多目的高温ガス炉の研究、核融合施設JT—60の建設、原子力船「むつ」新定係港の建設等の諸施策を推進することとしている。

(ロ) 石油及び石油代替エネルギー対策の推進

石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計石油代替エネルギー勘定への繰入額を、前年度比10.4%増の4,250億円とし、石油対策及び石油代替エネルギー対策の着実な推進に努めることとしている。

7. 地方財政対策

(1) 58年度予算における考え方

58年度の地方財政は、歳入面では、地方税収の伸びが見込まれないうえ、地方交付税も大幅に減少する等の状況にある。他方、歳出面では、国と歩調を合わせて極力抑制することとし、その伸び率は0.9%、一般歳出ベースでは対前年度比0.1%減と、交付税制度始まって以来の低い伸びになると見込まれる。

以上の結果、57年度当初予算においていったん解消した財源不足額は、交付税特会借入金利子の地方負担額（交付税特会借入金等の利子については、国の厳しい財政事情にかんがみ58年度においては、原則、利子の1/2について地方負担を導入することとした。）を含め、3兆3,346億円に達すると見込まれる。

この総額約3兆3,000億円の地方財源不足見込みに対しては、国とともに公経済の車の両輪の一端を担う地方財政の適正な運営に支障が生じないように、完全に財源補てん措置を講じることとし、交付税措置2兆100億円、地方債措置（建設地方債による財源対策債の発行）1兆3,246億円を講じている。この結果、地方団体に実際に交付する交付税総額（出口ベース）は8兆8,685億円（対前年度当初比4.9%減）となっている。

(2) 地方債

58年度の地方債については、投資的経費の抑制に伴い通常分の地方債規模を圧縮しているが、1兆3,246億円の財源対策債の発行により、地方債計画総額は57年度当初の6兆5,403億円に対し7兆5,411億円と1兆8億円の増加になっている。

8. その他の施策

(1) 中小企業対策

現下の厳しい財政状況にかんがみ、中小企業対策費についてもその縮減を図りつつ、各施策の優先順位を勘案した財源の重点的配分を行い、中小企業をとりまく環境の変化に対応しその近代化及び構造改善を促進していくため

所要の措置を講じている。

特に58年度においては、地域技術開発、人材養成、情報化促進対策等の面での充実を図ることとしている。

（２）農林漁業施策

補助金等の経費を徹底的に見直し大幅な節減合理化を図りつつ、農林漁業をとりまく情勢の変化に対応するため、緊要な施策については、予算の重点的、効率的配分を行うこととしている。

食糧調整勘定繰入れについては、政府買入数量の圧縮、管理経費の節約等を図るとともに、麦の政府売渡価格の引上げを行い、大幅な節減を図ることとしている。

（３）国鉄助成

57年9月24日に閣議決定された10項目の緊急対策を可能な限り盛り込むこととし、新規採用の原則停止等による要員合理化（2万2,600人）や、収入の確保、経費の徹底した節減、設備投資の大幅削減等により経営の徹底した合理化を行っていくことによって国鉄助成額を大幅に（289億円）減額することとしている。

今後の財政改革に当たっての基本的考え方及び財政の中期試算

１．今後の財政改革に当たっての基本的考え方

59年度特例公債依存体質からの脱却という当面の目標は、世界経済の停滞等による税収の伸びの鈍化等、財政を取り巻く環境の変化によりその実現が困難となったが、高齢化社会の到来等今後予想される社会・経済情勢の変化に対応するため、財政の対応力の回復が緊要な課題であり、この目標の実現に向けて引き続き全力を傾注していかなくてはならない。そのためには、今後における社会経済情勢の進展に即応するよう歳出・歳入の構造自体を見直し、もって毎年度の公債発行額を着実に縮減し、特例公債依存体質から脱却するという「財政改革」の視点に立った財政運営を行っていくことが必要である。

大蔵省は本年1月29日、「今後の財政改革に当たっての基本的考え方」及び「財政の中期試算（昭和57年度～昭和61年度）」（後述）を国会に提出したが、「基本的考え方」はこのような観点に立ったこれからの財政運営の方向、指針を示したものである。

「基本的考え方」においては、歳出・歳入の両面にわたる財政改革の進め方について、「まず、歳出面において、これまでは財政支出が適当とされてきた施策についても、今日の情勢の下でなお財政が関与すべき分野かどうかという行財政の守備範囲の見直し、受益と負担両面にわたる見直し等を一層厳しく行う。また、後年度負担についてもこれを極力抑制する」とこととされているが、これは、単なる贅肉落しから更に一步を進めて、行財政の守備範囲の見直しについての検討を一層厳しく行い、財政改革の視点に立った歳出構造の見直しを行うことを意味している。

歳入面については、「（歳出面での）このような努力を背景として、各種公共サービスの確保は、国民の負担により裏付けられるものであるとの基本的考え方の下に、公平、適正な税制の在り方について今後とも検討を行う」とされている。これは、今後財政改革を進めるに当たっては、安易に増税を念頭に置くということではなく、まず行財政の守備範囲を見直すという見地から、徹底して歳出の見直しを行うことは当然としても、その努力を踏まえて、歳入についても、社会経済の変化に合わせてその構造の見直しが行われる必要があるという考え方に基づくものである。

なお、特例公債依存体質からの脱却年度の新たな目標については、「歳出・歳入両面における改革を通じ、できるだけ早期に、できうれば数年を目途に、その達成を図ることが望ましいが、財政をめぐる環境は、なお極めて流動的であるので、引き続き経済についての中長期的展望、指針の検討ともあわせ、諸情勢を勘案しつつ、具体的検討を進める」としている。

2．財政の中期試算

「中期試算」は、昭和58年度予算を前提とし、一定の仮定の下に、中期的視点に立った財政運営を進めていく上での検討の手掛かりを示すものとして、今後の財政事情を試算したものである。歳出・歳入の推計に当たっては、基本的には一昨年、昨年と作成してきた従来の「財政の中期展望」と同様の手法によっている。しかし、「財政の中期展望」は、公債金収入の計上について、政府の基本方針であった「昭和59年度特例公債脱却」を前提としていたのに対し、「中期試算」は、「59年度特例公債脱却」の実現が困難となり、また現下の経済情勢の下で財政の将来について定量的な見直しを作成することは困難であることから、名称を展望から試算に改め特例公債の減額幅について一定の仮定の下に複数の試算を示している。

「中期試算」も、「中期展望」と同様、将来の予算編成を拘束するものではなく、また、計上された計数は、推計の前提等の変化に応じ、適宜見直されるべきものであることは言うまでもない。この「中期試算」においても示されているとおり、今後の財政をめぐる環境は今まで以上に厳しい状況にある。59年度予算においても、財政改革に向けて引き続き厳しい姿勢で取り組む必要があることは言うまでもあるまい。

(筆名は主計局調査課長)

財政の中期試算（昭和57年度～昭和61年度）

試算 A

（単位 億円， %）

		57 年度	58 年度	59 年度	60 年度	61 年度
歳 出	1. 国 債 費	(17.7) 78,299	(4.6) 81,925	(30.5) 106,900	(9.1) 116,600	(7.0) 124,800
	2. 地 方 交 付 税	(14.2) 92,309	(△20.8) 73,151	(18.0) 86,300	(7.2) 92,500	(7.2) 99,200
	3. 一 般 歳 出	(1.8) 326,200	(△0.0) 326,195	(5.2) 343,000	(5.2) 361,000	(3.1) 372,100
				〔 (6.7) 348,200 〕	〔 (6.8) 371,900 〕	〔 (4.6) 388,900 〕
				(6.2) 259,000	(6.5) 275,800	(3.7) 285,900
	経 常 部 門	(3.3) 242,226	(0.7) 243,839	〔 (7.8) 262,900 〕	〔 (8.1) 284,100 〕	〔 (5.2) 298,800 〕
				(2.0) 84,000	(1.4) 85,200	(1.2) 86,200
入	投 資 部 門	(△2.5) 83,974	(△1.9) 82,356	〔 (3.6) 85,300 〕	〔 (2.9) 87,800 〕	〔 (2.6) 90,100 〕
	4. 昭 和 5 6 年 度 決 算 不足補てん繰戻	-	22,525	-	-	-
	計(1)	(6.2) 496,808	(1.4) 503,796	〔 (6.4) 536,200 〕	〔 (6.3) 570,100 〕	(4.6) 596,100
				〔 (7.5) 541,400 〕	〔 (7.3) 581,000 〕	〔 (5.5) 612,900 〕
歳 入	1. 税 収	(13.4) 366,240	(△11.8) 323,150	(6.6) 344,500	(6.6) 367,200	(6.6) 391,400
	2. 税 外 ・ そ の 他 収 入	(17.1) 26,168	(80.4) 47,196	(△42.8) 27,000	(1.9) 27,500	(5.8) 29,100
	3. 公 債 金 収 入	104,400	133,450	110,200	86,900	63,700
	特 例 公 債	39,240	69,800	46,500	23,200	0
		65,160	63,650	63,700	63,700	63,700
	四 条 公 債	65,160	63,650	63,700	63,700	63,700
	計(2)	(6.2) 496,808	(1.4) 503,796	(△4.4) 481,700	(△0.0) 481,600	(0.5) 484,200
要 調 整 額	(1) - (2)	-	-	54,500	88,500	11,900
				〔 59,700 〕	〔 99,400 〕	〔 128,700 〕
	経 常 部 門	-	-	52,700	86,100	108,800
				〔 56,600 〕	〔 94,400 〕	〔 121,700 〕
	投 資 部 門	-	-	1,800	2,400	3,100
				〔 3,100 〕	〔 5,000 〕	〔 7,000 〕

試算 B

（単位 億円， %）

		57 年度	58 年度	59 年度	60 年度	61 年度
歳 出	1. 国 債 費	(17.7) 78,299	(4.6) 81,925	(30.9) 107,200	(10.0) 117,900	(8.4) 127,800
	2. 地 方 交 付 税	(14.2) 92,309	(△20.8) 73,151	(18.0) 86,300	(7.2) 92,500	(7.2) 99,200
	3. 一 般 歳 出	(1.8) 326,200	(△0.0) 326,195	(5.2) 343,000	(5.2) 361,000	(3.1) 372,100
				〔 (6.7) 348,200 〕	〔 (6.8) 371,900 〕	〔 (4.6) 388,900 〕
				(6.2) 259,000	(6.5) 275,800	(3.7) 285,900
	経 常 部 門	(3.3) 242,226	(0.7) 243,839	〔 (7.8) 262,900 〕	〔 (8.1) 284,100 〕	〔 (5.2) 298,800 〕
				(2.0) 84,000	(1.4) 85,200	(1.2) 86,200
入	投 資 部 門	(△2.5) 83,974	(△1.9) 82,356	〔 (3.6) 85,300 〕	〔 (2.9) 87,800 〕	〔 (2.6) 90,100 〕
	4. 昭 和 5 6 年 度 決 算 不足補てん繰戻	-	22,525	-	-	-
	計(1)	(6.2) 496,808	(1.4) 503,796	(6.5) 536,500	(6.5) 571,400	(4.8) 599,100
				〔 (7.5) 541,700 〕	〔 (7.5) 582,300 〕	〔 (5.8) 615,900 〕
歳 入	1. 税 収	(13.4) 366,240	(△11.8) 323,150	(6.6) 344,500	(6.6) 367,200	(6.6) 391,400
	2. 税 外 ・ そ の 他 収 入	(17.1) 26,168	(80.4) 47,196	(△42.8) 27,000	(1.9) 27,500	(5.8) 29,100
	3. 公 債 金 収 入	104,400	133,450	119,500	105,500	91,500
	特 例 公 債	39,240	69,800	55,800	41,800	27,800
		65,160	63,650	63,700	63,700	63,700
	四 条 公 債	65,160	63,650	63,700	63,700	63,700
	計(2)	(6.2) 496,808	(1.4) 503,796	(△2.5) 491,000	(1.9) 500,200	(2.4) 512,000
要 調 整 額	(1) - (2)	-	-	45,500	71,200	87,100
				〔 50,700 〕	〔 82,100 〕	〔 103,900 〕
	経 常 部 門	-	-	43,700	68,800	84,000
				〔 47,600 〕	〔 77,100 〕	〔 96,900 〕
	投 資 部 門	-	-	1,800	2,400	3,100
				〔 3,100 〕	〔 5,000 〕	〔 7,000 〕

試算 C

(単位 億円, %)

		57 年度		58 年度		59 年度		60 年度		61 年度	
歳 出	1. 国 債 費	(17.7)	78,299	(4.6)	81,925	(31.0)	107,300	(10.3)	118,400	(9.0)	129,100
	2. 地 方 交 付 税	(14.2)	92,309	(△20.8)	73,151	(18.0)	86,300	(7.2)	92,500	(7.2)	99,200
	3. 一 般 歳 出	(1.8)	326,200	(△0.0)	326,195	(5.2)	343,000	(5.2)	361,000	(3.1)	372,100
						[(6.7)	348,200]	[(6.8)	371,900]	[(4.6)	388,900]
						(6.2)	259,000	(6.5)	275,800	(3.7)	285,900
						[(7.8)	262,900]	[(8.1)	284,100]	[(5.2)	298,800]
						(2.0)	84,000	(1.4)	85,200	(1.2)	86,200
						[(3.6)	85,300]	[(2.9)	87,800]	[(2.6)	90,100]
	4. 昭 和 5 6 年 度 決 算 不足補てん繰戻		-		22,525		-		-		-
	計(1)	(6.2)	496,808	(1.4)	503,796	(6.5)	536,600	[(6.6)	571,900]	(5.0)	600,400
						[(7.5)	541,800]	[(7.6)	582,800]	[(5.9)	617,200]
歳 入	1. 税 収	(13.4)	366,240	(△11.8)	323,150	(6.6)	344,500	(6.6)	367,200	(6.6)	391,400
	2. 税 外 ・ そ の 他 収 入	(17.1)	26,168	(80.4)	47,196	(△42.8)	27,000	(1.9)	27,500	(5.8)	29,100
	3. 公 債 金 収 入		104,400		133,450		123,500		113,500		103,500
	特 例 公 債		39,240		69,800		59,800		49,800		39,800
	四 条 公 債		65,160		63,650		63,700		63,700		63,700
	計(2)	(6.2)	496,808	(1.4)	503,796	(△1.7)	495,000	(2.7)	508,200	(3.1)	524,000
要 調 整 額	(1) - (2)		-	-		41,600		63,700		76,400	
						[46,800]		[74,600]		[93,200]	
	経 常 部 門		-	-		39,800		61,300		73,300	
						[43,700]		[69,600]		[86,200]	
	投 資 部 門		-	-		1,800		2,400		3,100	
						[3,100]		[5,000]		[7,000]	

(注) 1. () 内は、対前年度伸び率を示す。

2. 歳出及び要調整額の下段〔 〕内は、将来の新規施策の財源等に充てるための予備枠を考慮した場合の額である。